

一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下「当法人」という。）と称する。英文では、Society for Administration of Remuneration for Public Transmission by Libraries or Similar Facilitiesと表示する。

(目的)

第2条 当法人は、著作権者及び第二号出版権者（以下、総称して「権利者」という。）のために、図書館等公衆送信補償金を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、図書館等における著作物等の利用の円滑化を図ることを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 著作権法第104条の10の4第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 図書館等における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 上記各項に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員資格)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した団体とする。

(入社)

第6条 当法人の社員となろうとするものは、別に定める入社申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 社員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者1名（以下「社員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない。）を定め、当法人に届け出なければならない。
- 3 社員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当法人に提出しなければならない。

（会費）

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（退社）

第8条 社員は、別に定める退会届を当法人に提出することにより、いつでも退社することができる。

- 2 社員は、解散したとき又は破産手続開始の決定を受けたときに、退社する。

（除名）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって社員の議決権の総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により社員を除名する場合は、当該社員に当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した場所又は連絡先に宛てて行なうものとする。

第3章 社員総会

（権能）

第11条 社員総会は、次条第6項の書面に記載された当該社員総会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

- 2 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員（以下「理事及び監事」をいう。）の選任又は解任
- (2) 役員の報酬の額の決定又は変更
- (3) 定款の変更
- (4) 会費の額の決定又は変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の帰属
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（招集）

第12条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に招集する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。
- 3 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 4 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、総会の招集を請求することができる。
- 5 法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会を開催するときは、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 6 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して必要な事項を記載した書面により通知を発しなければならない。
- 7 社員総会の開催にあたり、理事会が第5項第3号の議決権を行使することができることを決議したときは、社員に対し、2週間前までに、前項に記載の書面により、通知を発しなければならない。

（議長）

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、前条第4項の規定により請求があった場合において、臨時社員総会を開催したときは、出席社員のうちから議長を選出する。

（定足数）

第14条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席をもって成立する。

(決議)

- 第15条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法律」という。）及びこの定款に別に定める場合を除くほか、出席社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 監事の解任
 - (3) 社員の除名
 - (4) 解散
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すべきものとして法令で定める事項
 - 3 役員を選任するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第17条第2項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

- 第16条 社員は書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに当法人に提出しなければならない。

第4章 役員及び理事会

(役員を選任)

- 第17条 役員は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事の人数は、3人以上17人以下とする。
 - 3 監事の人数は、3人以下とする。

(役員任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
 - 3 補欠又は増員によって選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残任期間とする。
 - 4 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 役員が欠けた場合又は法律若しくはこの定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(理事会)

第19条 当法人には理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成される。

(理事会の権限)

第20条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 常務理事その他当法人の業務を執行する理事（これらの理事を法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする）の選定及び解職

(代表理事)

第21条 代表理事は、理事の中から理事会の決議によって選定される。

- 2 当法人の代表理事は複数名選定できるものとし、各自当法人を代表する。

(常務理事等)

第22条 当法人の業務を執行する理事として常務理事を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議によって業務執行理事を選定することができる。

(理事会の開催)

第23条 理事会は、毎事業年度に2回以上開催されなければならない。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この報告は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上行わなければならない。

(理事会の招集)

第24条 理事会を招集する代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の決議等)

第25条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 4 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、前項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監事が異議を述べなかったときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(競業及び利益相反取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事項を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報酬等)

第27条 理事は無報酬とする。ただし、業務を執行する理事については、社員総会の決議を得て報酬を支給することができる。

(監事の権限)

第28条 監事は理事の職務を監査する。監事はいつでも理事及び当法人の使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の義務)

- 第29条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 3 監事は、第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(監事の報酬等)

第30条 監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

(役員の実任の免除等)

- 第31条 当法人は、法律第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 当法人は、法律第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会が編成する。

(会計帳簿及び計算書類等)

- 第34条 当法人は適時に正確な会計帳簿を作成しなければならない。
- 2 当法人は、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
 - 3 前項の書類等は、監事の監査を受けなければならない。

- 4 監事の監査を受けた書類等は、理事会の承認を受けなければならない。
- 5 代表理事は、前項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し又は提供し、計算書類については、承認を受け、事業報告については、その内容を報告しなければならない。
- 6 当法人は、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人は剰余金の分配は行わない。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第36条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(解散)

第37条 当法人は、法律第148条の規定に基づき解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、第11条第2項第7号に規定する社員総会の決議を経て、国に譲渡するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時社員の名称及び住所)

第40条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

一般社団法人新聞著作権管理協会
東京都千代田区内幸町二丁目2番1号

一般社団法人学術著作権協会
東京都港区赤坂九丁目6番41号

一般社団法人日本音楽著作権協会
東京都渋谷区上原三丁目6番12号

公益社団法人日本文藝家協会
東京都千代田区紀尾井町3番23号文藝春秋ビル

公益社団法人日本漫画家協会
東京都新宿区片町3番1号

一般社団法人日本美術著作権連合
東京都中央区日本橋人形町二丁目8番11号友高ビル3階

一般社団法人日本書籍出版協会
東京都千代田区神田神保町一丁目32番地

一般社団法人日本雑誌協会
東京都千代田区神田神保町一丁目32番地出版クラブビル

一般社団法人自然科学書協会
東京都千代田区神田神保町一丁目101番地

一般社団法人出版梓会
東京都千代田区神田小川町三丁目28番13号ラフィネお茶の水

一般社団法人デジタル出版者連盟
東京都文京区音羽一丁目17番14号音羽YKビル6階

一般社団法人日本医書出版協会
東京都文京区本郷五丁目1番13号

一般社団法人日本楽譜出版協会
東京都千代田区外神田二丁目18番21号

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

(設立時理事)

上野達弘
村瀬拓男
平井彰司

新井宏
壹貫田剛史
(設立時代表理事)
上野達弘
(設立時業務執行理事)
村瀬拓男
(設立時監事)
宇佐美和男

以上、一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である弁護士中山祥は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年 月 日

設立時社員 一般社団法人新聞著作権管理協会
設立時社員 一般社団法人学術著作権協会
設立時社員 一般社団法人日本音楽著作権協会
設立時社員 公益社団法人日本文藝家協会
設立時社員 公益社団法人日本漫画家協会
設立時社員 一般社団法人日本美術著作権連合
設立時社員 一般社団法人日本書籍出版協会
設立時社員 一般社団法人日本雑誌協会
設立時社員 一般社団法人自然科学書協会
設立時社員 一般社団法人出版梓会
設立時社員 一般社団法人デジタル出版者連盟
設立時社員 一般社団法人日本医書出版協会
設立時社員 一般社団法人日本楽譜出版協会
上記設立時社員の定款作成代理人
弁護士 中山 祥